

令和6年10月21日（月）15時00分～

交通政策審議会 海事分科会 船員部会 第2回最低賃金小委員会

【前里労働環境対策室長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会船員部会第2回最低賃金小委員会を開催させていただきます。

私は事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の前里でございます。よろしくお願いいたします。

本日の小委員会は、委員8名中8名のご出席となりますので、船員部会運営規則第15条において準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。資料は5ページもので、各ページの右下に通し番号を振っておりますので、ご確認をお願いいたします。不足等ございましたら、事務局までお申し出ください。

それでは、議事に入りたいと思います。

野川委員長、司会進行をお願いいたします。

【野川委員長】 それでは、早速本日の議事を進めてまいりたいと存じます。

議題1の審議事項である、最低賃金小委員会の取りまとめ案についてでございますが、前回の小委員会にて10月11日までとしていた各委員からのご意見の状況等について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 ご報告いたします。10月11日までとしていました委員からの意見につきましては、特段委員の皆様からご意見等はございませんでした。

以上でございます。

【野川委員長】 ありがとうございます。それでは、最低賃金小委員会のとりまとめ案について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 資料1、通し番号3ページをご覧ください。最低賃金小委員会とりまとめ案でございます。

国土交通大臣より諮問のありました、令和6年8月22日付諮問第458号漁業に関する特定最低賃金の拡大については、以下のとおりの結論とすると記載してございます。

改めてポイントを絞ってご説明いたします。

ローマ数字Ⅰです。現在の最低賃金の設定業種である「漁業（大型いか釣り）最低賃金」を中型いか釣り漁業を含む業種へ拡大し、以下のとおり「漁業（いか釣り）最低賃金」とする方向で、今後、最低賃金について決定することが適当であるとしております。

一つ目、適用する地域でございます。こちら、全国としております。現在最低賃金が設定されております大型いか釣り漁業は、地域区分を全国としております。この大型いか釣り漁業と中型いか釣り漁業を比較した場合に、操業区域や水揚げ港などに大きな違いがないことから、全国とさせていただいたものです。

次に、適用する使用者でございます。船員法第1条に規定する船舶であって、いか釣り漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第17号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第5条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）としてございます。

次に、3適用する船員、次の4適用する期間、一つ飛ばしまして、6最低賃金に算入しない賃金についてですが、こちら前回ご説明しましたとおり、現在設定されている4漁業業種の共通事項であるため、今回の取りまとめ案でも同様の記載としてございます。

また、5に記載しております、第3項の船員に係る最低賃金額、こちら略としておりますが、先ほどローマ数字Ⅰのところでも申し上げました、今後、最低賃金について決定することが適当であるとしておりますとおり、このとりまとめ案が承認された場合に、別の会議体であります最低賃金専門部会において具体的な最低賃金額を議論していただくことになるため、このとりまとめ案では略と表記させていただいております。

次に、4ページ、ローマ数字Ⅱをご覧ください。現在の最低賃金の設定業種である「九州漁業（沖合底びき網）最低賃金」を以西底びき網漁業を含む業種へ拡大し、以下のとおり、「九州漁業（底びき網）最低賃金」とする方向で、今後、最低賃金について決定することが適当であるとしております。

一つ目、適用する地域につきましては、九州運輸局の管轄区域としております。既に最低賃金が設定されております沖合底びき網漁業ですが、地域区分は地方運輸局の管轄する区域と設定しております。この沖合底びき網漁業と以西底びき網漁業を比較した場合に、操業区域は、以西底びき網漁業ですと、東シナ海で主に操業しているということでございますので、地域限定的であるというふうに整理しまして、さらに水揚げ港も限定的であること、さらには、現在以西底びき網漁業の事業者が、九州運輸局の管轄区域内の区域内にのみ存在している状況から、結果、九州運輸局の管轄区域としてございます。

次に、適用する使用者ですが、前項の地域内に主たる労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第1条に規定する船舶の船舶所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、底びき網漁業（漁業の許可及び取締りに関する省令第2条第1号及び第2号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者としてございます。

次に、3から6。こちらはローマ数字Ⅰで説明した内容と同様のため説明を割愛いたします。

最後に、5ページのローマ数字Ⅲをご覧ください。こちらは、前回の小委員会において、遠藤委員より、全業種への最低賃金額の設定に注力する旨を盛り込んでいただきたいとの要望がありましたこと、また、野川委員長からもそのような方向で検討を進めていきたいとのご発言を受けまして、平成27年に開催されました小委員会のとりまとめの際にも記載をしておりましたものを、このローマ数字Ⅲに記載してございます。

読み上げます。「漁業（いか釣り）及び九州漁業（底びき網）以外の漁業への拡大について。最低賃金法は労働基準法適用の陸上労働者と同様に、船員法適用の船員についてもすべからく適用されている。今般、漁業業種の拡大が図られ、最低賃金額が設定されている対象者が拡大されたとしても、依然として最低賃金額が定められていない漁船員が多く存在する状況にある。このような事態を改善するため、全ての漁船員について、最低賃金額を定めることに向けた検討の場を設置し、早急に検討が進められることが望まれる。」としてございます。

説明は以上でございます。

【野川委員長】      ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見等をここで賜りたいと存じます。

いかがでしょうか。

前回、大体の、おおむねのところはご説明し、ご理解いただけた内容をこのようなとりまとめ案としてまとめたものでございますが、改めていかがでございましょうか。

特にご意見等はございませんでしょうか。

【野川委員長】      それでは、特にこれについてご意見等はないということでございますので、この資料1の最低賃金小委員会の取りまとめ案について、この内容のとおり結論とし、船員部会へご報告したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【野川委員長】      ありがとうございました。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。

釜石委員、お願いします。

【釜石委員】      発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今回のとりまとめ案で、いか釣り漁業は中央で、それから以西底びき網漁業は九州運輸局、地方でということでお決めいただいたと感じております。

いか釣りのほうは、ほとんどが組織船になっておりますので、労働者側委員の選定には苦慮しないと承知しておりますけれども、九州運輸局管内の沖合底びき網漁船というのは未組織船員が多く、実際に金額をお話しすると、全国におけます沖合底びき網漁業の一番高いところは神戸地区になっており、22万5,600円となっております。ところが、九州管内は19万2,200円でとどまっており、実に3万3,000円強の差があります。この金額は第三者的に見ても、適正に労働者の意見が反映されているとは言い難い金額だと思っております。

以西底びき網漁業は全て組織船の船員で構成されておりますので、労働者側の委員の選定におかれましては、労働者側の代表、船員の代表というところを十分に加味いただいて、選定いただくようお願いしておきたいと存じます。

以上でございます。

【野川委員長】      はい、ご意見賜りました。

何か事務局のほうでレスポンスございますでしょうか。

【岩下労働環境技術活用推進官】      事務局でございます。

今いただきましたご要望、ご意見につきましては、九州運輸局にお伝えしておきたいと思えます。

以上でございます。

【野川委員長】      ありがとうございました。

ほかにはよろしいでしょうか。

特にないようですので、これにて最低賃金小委員会を閉会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご議論をいただきまして、ありがとうございました。

— 了 —